

医療法人社団 慶勝会 実務者養成研修講座 学則

(事業者名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者（以下、当法人という。）が実施する。

医療法人社団 慶勝会

千葉県館山市沼 1599 番地 1、1 階

(研修事業の名称)

第2条 研修事業の名称は次の通りとする。

医療法人社団 慶勝会 実務者養成研修講座（以下、本研修という。）

(目的)

第3条 介護保険法施行令第 3 条の規定により、介護を必要とする高齢者や障害を持つ方々の多様化するニーズに対応した、質の高い介護サービスが提供されるよう、専門的な知識・技術を有する介護職員の養成を行うものとする。

(講義・演習場所)

第4条 講義 演習：当法人 管理部 2 階 研修会議室

千葉県館山市沼 1599 番地 1 TEL.0470-25-7300

(教職員の組織)

第5条 施設長 1 名 教員 2 名以上 事務職員 1 名以上

(研修期間・定員及び対象地域)

第6条 本研修の研修期間、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

研修期間	定員	学級数	対象地域
6 か月	24 名	1 学級	千葉県館山市、南房総市、鴨川市、鋸南町

(開講時期)

第7条 4 月下旬から 10 月末までとする。

(受講手続)

第8条 第 10 条に定める選抜を受け、かつ、第 11 条に定める受講料の納付を完了した上で、第 7 条に定める開講時期までに、当法人から研修参加の承諾を得なければならない。

但し、納付の条件に特別な事情があり支払できない場合は、当法人と相談し条件を決める。

決まった条件に沿って支払いを行う。(受講対象者)

第9条 本研修の受講対象者は、以下のとおりとする。

設置する教室に通学可能な者に限る。

(1) 50 時間コース

介護職員基礎研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申込時に当法人に提出していること。

(2) 95 時間コース

訪問介護員 1 級課程を修了し、その修了を証明できる書類を研修申込時に当法人に提出していること。

(3) 320 時間コース

訪問介護員 2 級課程または介護職員初任者研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申込時に当法人に提出していること。

(4) 420～450 時間コース

介護職員基礎研修、訪問介護員 1 級課程、訪問介護員 2 級課程、介護職員初任者研修のいずれも修了していない者、または修了していることを証明する書類を研修申込時に当法人に提出していない者。

(受講生の申込みと選抜方法)

第10条 受講生の申込みと選抜の方法は、履歴書（受講申込書）提出の先着順とする。

但し、応募数が 5 名に満たない場合は開講を中止とする。

(受講料)

第11条 受講料は、次のとおりとする。

(1) 50 時間コース

受講料 30,000 円（テキスト代、消費税込）

(2) 95 時間コース

受講料 60,000 円（テキスト代、消費税込）

(3) 320 時間コース

受講料 135,000 円（テキスト代、消費税込）

(4) 420～450 時間コース

受講料 190,000 円（テキスト代、消費税込）

各コースの受講料については、未受講の場合であっても開講後の返金は一切行わないものとする。

(研修カリキュラム)

第12条 実務者研修を修了するために履修しなければならない教育課程は別表 1 研修カリキュラム（以下別表 1 という）のとおりとする。

(研修修了の認定方法)

第13条 1 別表 1 の履修が定めるところにより修了すべき科目についてのレポート評価、スクーリングの出席及び小レポートにより成績を判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。

2 レポートの成績評価は、各 100 点を満点とし、70 点以上を合格、69 点以下を不合格とする。

3 別表 1 の定めるスクーリングの出席時間数が 3 分の 2 以上に満たない者については、該当科目の認定をすることはできない。

- 4 レポートの成績評価が不合格の場合、またはスクーリングが不合格になった科目については、指定する期限、方法によりレポートの再提出、又はスクーリングの補講を受けることができる。

(免除科目)

第14条 社援基発 1104 第 1 号『実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について』に基づき、有資格ごとの受講科目は別表 2 免除科目のとおりとする。

(補講の方法及び取扱)

第15条 原則、スクーリングの欠席は認めない。但し、病気等やむを得ない事情により、受講できなかった場合、補講等により同等の知識が得られた場合に研修修了者と認定する。なお、補講については 1 科目当たり 5,000 円の別料金を徴収するものとする。

(受講資格の取り消し)

第16条 次の各号に該当する者は受講資格を取り消すことができる。

- (1) 受講意欲が著しく欠けており、修了見込がない、または本学則の目的にそわないと認める者
- (2) 受講相談・申込時の他、受講中においても、受講適否に関する当法人の必要な照会に対して虚偽回答や拒否をした者
- (3) 本研修あるいは当法人の名誉を毀損しまたは秩序を乱した者
- (4) 故意に当法人の施設・設備を毀損した者
- (5) 講義、演習等の進行を妨げるなど、他の受講生の迷惑になる行為を行う、或いは、講師・職員等の指導者の指示に従わず、再三の当法人による勧告に対し改善が認められないと判断した者
- (6) 受講料支払後、介護業務の遂行に支障をきたすと認められる心身の疾患が判明した者
- (7) 本規定に定める書類の提出に応じなかった場合の他、その他処分を相当とする行為があり、当法人がそれを決定した者

なお、受講の取り消し事由に該当し受講の取り消し退講となった場合は、一切の返金を行わないものとする。

また、感染症やその他疾病等を有する等心身状況と照らし、受講状況に耐えることが困難と当法人が判断した場合は、その判断の為に診断書の提出を求める場合がある。

(修了証書等の交付)

第17条 第 13 条の定めにより実務者研修を修了したことを認定された者には、当法人において修了証明書を交付する。

(修了者の管理)

第18条 第 13 条の定めにより実務者研修を修了したことを認定され、第 17 条により修了証書の交付を受けた者について、当法人が修了者台帳を作成し、氏名、住所、生年月日、修了年月日、修了番号等を記載して管理する。

(個人情報保護)

第19条 運営上知り得た受講生に係る個人情報は、実務者研修に関する連絡事項や運営等の必要最低限の範囲で適切に取り扱うものとする。なお、当法人の個人情報保護方針に則り、秘密保持には十分な管理を行えるよう、従業員に対して定期的な研修等を行い、個人情報の適切な取り扱いを徹底する。

(施行細則)

第20条 本学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要であると認められるときは、当法人がそれを定める。

(附則)

第21条 この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 29 年 2 月 14 日に改定した。

この学則は平成 30 年 2 月 14 日に改定した。